

長野県森林保全条例検討委員会（第4回）議事録（H16.2.3）

出席委員

内山委員、小木曾委員、小田原委員、香山委員、熊崎委員、島崎委員、高畑委員、高見委員、辻委員、奈良委員、安井委員、由井委員

県出席者

田中知事、鷹野林務部長、千野林政課長、井上林業振興課長、笠嶋森林保全課長ほか

（司会）

定刻となりましたので、ただいまから、第4回長野県森林保全条例検討委員会を開会します。私は、当検討委員会の事務局を務めます県林務部林政課の下條正でございます。座長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。なお、本日は、おおむね3時の終了を目途としておりますので、よろしくお願いたします。それでは、最初に知事の田中康夫からあいさつを申し上げます。

（田中知事）

知事を務めております田中康夫です。改めて申し上げるまでもなく、信州は日本列島の背骨に位置し、数多の水源を擁している地域でございます。過日、中部森林管理局長に対して、私がお目にかかりまして、私たちの森林整備、治山、造林ということに関して、従来の林野庁が行ってきたことにも、森林を保全すべきところは保全し、活用すべきところは活用して、また、自然の治癒にまかせるところは自然の治癒にまかせるという形で、果たして行われてきたのであろうか、ということ強く申し上げました。事業のための事業となっていないか、とりわけ大きな面積のところも、30年、40年、60年という計画を、300億円、400億円、500億円という金額が、治山事業としてつき込まれているわけです。これは、ご存知のように、山腹工であり、谷止工というような形で行われております。危険な地域では、むしろこうした事業を改めて、それぞれの地域の中で、同一町村の方が同一町村内の他の場所に、願わくはその集落の中において移っていただくということに、厳しい財源の下でも県の単独事業でも行っていくと、同時にこれが、真の意味での林野庁や農林水産省の新しい公共投資のあり方ではないかということ述べたわけです。これに対しまして、個人としては、その考えを否定なさっているわけではないと。林野庁という看板を、あるいは中部森林管理局という看板を背負われると、今までの作業は続けなければならないことになってしまう、私は、こうした考え方が多分、個人が組織を背負っていくような状況の中で現在の破滅的な日本の財政状況、社会を生んでいるのではないかと思うわけです。

こうした中で、私ども80%の面積を占める森林すべてについて、手を施すということではできないのであって、原生林化というような部分もあるわけです。同時に、県産材という言葉も、その多くはカラマツを指している場合が多いのですが、アカマツもございます。カラマツも天カラと呼ばれる価値あるもの、そうしたものをこれから十分に育成していかなければならないと思いますが、県産材＝（イコール）カラマツということではなく、県産材の中には、スギもあればヒノキもあるわけで、こうしたものを育成する場も、これまたゾーニングすることにより、森林の治水機能も認めつつ、木材

を活用する場に関しては、明確にこれを位置づけて育成していくということが重要でございます。私も今後、学校林というものについても、県有林内でアダプトプログラムのやってもらう、また、企業市民といった皆さんの手を借り、県外の方の協力もいただく中で、信州の山を整備していきたいと考えております。これは何も日本の企業がカリマンタンの山に関してのみお金を出すということだけが森林整備や環境整備ではなく、信州の山を、私たちの身近にあるところから始めるということでもあります。

こうした中において、「長野県ふるさとの森林づくり条例」と、これは、私どもがより訴求力のあるということで「信州」という言葉を活用していくことになっておりまして、願わくは「信州ふるさとの森林づくり条例」という名称でご議論していただければと存じます。従来のお題目としての公益的価値という肩書きのものを、今度は体温の通うものにしていくため、2月議会に提案してまいりたいと思います。この間、皆様方にご協力をいただきまして感謝申し上げます。どうぞ、よろしく申し上げます。

(司会)

知事におきましては、所要のため、これで退席させていただきたいと存じます。

ここで、本日出席しております県の職員を紹介します。

林務部長の鷹野治です。

林政課長の千野邦興です。

林業振興課長の井上巖です。

森林保全課長の笠嶋正雄です。

なお、中部森林管理局の人事異動により、計画部長の杉山委員の後任として、高畑委員にご出席をいただいておりますので、ご紹介申し上げます。

また、本日は、宮崎委員、関原委員が所用のためご欠席されておりますので、ご承知ください。

それでは、議事に入ってくださいわけですが、当条例検討委員会設置要綱の第3の3により、座長が委員会の議事を進行することとなっておりますので、当検討委員会の座長である熊崎委員に、お手数ですが、座長席にご移動いただき、これ以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

(熊崎座長)

それでは、これから私が議事を進行させていただきます。限られた時間ですので、皆様のご協力をお願いします。当初予定されていた9月議会提案が延期になりまして、その後、さらに検討、調整が行われてきたわけですが、今回は、固まってきた条例案を委員の皆さんにご承知いただき、その運用に向けた意見を伺いたいと思います。まず、条例案について、これまでの経過などを含め、県から説明願います。

(鷹野林務部長)

林務部長の鷹野でございます。当委員会は、昨年5月に開催いたしまして、その後時間も経過しておりますので、ここで改めて、長野県ふるさとの森林づくり条例案に関するこれまでの検討の経過につきまして、ご説明いたします。お手元の資料1に条例の策定経過をまとめてありますので、ご覧く

ください。昨年1月に、第1回目の検討委員会を開催いたしまして、9月議会への条例案提案を目指し検討をはじめました。その後、3月に第2回検討委員会、5月に第3回検討委員会を開催いたしまして、委員の皆様方から貴重なご意見をいただく中で、条例案要綱の素案をまとめてまいりました。この素案をもとに、7月には、委員の皆様方それぞれ個別にお会いし、ご意見をいただき修正した上で、県民意見の募集をいたしました。その結果、20名の方から、ご意見を頂戴しております。また、これと並行して、8月までに、県民の皆さんからご意見を伺う「みんなの森林づくり集会」を県下5会場で開催するとともに、市町村担当者との意見交換会、各種団体等との意見交換会を開催し、延べ100件を超えるご意見をいただきました。こうしたご意見の内容や、それに対する考え方等につきましては、県のホームページに掲載するとともに、委員の皆様方にも資料として送付させていただいたところでございます。そして、こうした多くのご意見をいただいた結果、さらに検討、調整すべき点が出てまいりましたので、当初予定しておりました9月議会への提案を見送りました。検討を要した点としましては、森林整備保全重点地域における、その地域指定の手続きに関する点、また、開発行為の届出の適用除外となる行為の取扱いに関する点でございます。加えまして、新たに検討を始めました他の新設条例との調整も必要となりまして、前文や基本理念などの表現についても、さらに点検をすることとなった次第でございます。この間、検討及び調整を続ける中で、12月県議会への提案についても見送り、当検討委員会の開催についても延期するなど、委員の皆様方に度々ご迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。その後、検討しておりました森林整備保全重点地域の指定の手続きに関しまして、市町村長の申し出による指定のみではなく、知事の判断によって指定できる旨の規定も設けることといたしました。また、開発行為の届出に関しまして、当初適用除外とする予定でありました国や地方公共団体等につきましても、一般事業者と同様に届出をする旨、改めることといたしました。このほど、条例案として固まりましたので、2月県議会へ提案し、県議会でご審議いただく予定でございます。本日は、この条例案についてご説明させていただくとともに、制度の運用等につきましても、ご意見をいただければと思っております。なお、条例の名称につきまして、長野県というような形になっておりますが、先ほど知事からも説明がありましたとおり、現在私ども自身が名称につきまして「信州」というような形で申し上げたいと思っておりますので、ご議論いただければと存じます。長い間ご審議いただきましてありがとうございます。最後の検討会ということになるわけですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(熊崎座長)

そうしましたら、続いて条例案について説明願います。

(千野林政課長)

それでは私の方から「長野県ふるさとの森林づくり条例案」の概要をご説明いたします。「信州ふるさとの森林づくり条例」ということをご説明させていただきます。お手元の資料2の1ページをご覧ください。

まず、はじめに載せてございます、条例制定の背景についてですが、森林の適正な維持・管理につきましては、これまで、林業により木材を供給することを通じて進められてまいりました。

しかし、外国産材の輸入増加に伴う国産材の価格低迷、山村地域の過疎化などに起因する林業の担い手の減少・高齢化の進行など、社会経済情勢の変化により、森林と人との関わりが薄れ、森林を適

正に管理することが困難な状況にあります。

一方で、森林の持つ林産物の供給はもとより、水源のかん養、国土や自然環境の保全、レクリエーションや教育の場としての活用、特に近年では二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止の役割など、多面的な機能に対する県民の期待はますます高まっております。

こうした状況の中で、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させていくためには、森林を社会全体の共通の財産としてとらえ、これまでの林業関係者のみで森林整備を推進するのではなく、できるだけ多くの県民の皆さんにもご参加をいただき、県民の皆さんを主体とした森林づくりへ政策を転換していくことが必要となってまいりました。

そのため、県民、事業者等との理念を共有することや、また、それぞれの地域において県民が主体となって森林づくりを進めるための新たな仕組みづくりが必要となったことから、条例を新たに制定するものでございます。

なお、お手元の資料4に条例案を示してございますが、今説明しました条例制定の背景や条例の目指すところにつきましては、資料4の1ページにあります、条例の前文の中で表現しております。

次に資料2の1ページへ戻りまして、条例案の主な内容について、ご説明いたします。

まず、森林づくりの基本理念等でございますが、森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行うことを基本理念としております。

そして、それを実現するための基本方針として、3つの項目を掲げております。1つは、「森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全」でございます。森林が持っております、土砂災害を防止する役割や水を蓄え、そして供給する役割、また、自然環境を保っていく役割など、こうした森林の役割を最大限に発揮させるためには、間伐などの手入れが適切になされていない森林に手を入れて、強い森林にしなくてはならない、ということでございます。

次に「身近な資源である県産材の有効利用」でございます。県産木材は、私たちの身近にある再生産可能な資源でございます。環境に負荷の少ない持続可能な社会をつくっていくことに寄与するため、再生産可能で身近な資源である県産材の利用を推進することは極めて重要なことであり、また、地域の森林から生まれた木材を使うことにより、地域の森林整備が進むという意味でも重要なことでございます。

次に「森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用」でございます。これは、森林をレクリエーションの場であるとか、環境教育の場であるとか、健康増進の場であるとか、県民の皆さんが森林に親しみ、森林を有効に利活用していこうというものでございます。

こうした基本理念等につきましては、条例案の2ページの上の方に載せてございます第3条「基本理念」、第4条「基本方針」に規定してございます。

なお、お手元に、資料3としまして、8月に実施しました県民意見募集時からの条例案の主な変更事項を載せてございます。

今説明いたしました前文及び基本理念等につきましては、「森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であること」を明確に表現したということと、「それぞれの地域における県民の理解と主体的な参加の下での森林づくり」といった「地域」を強調した内容に修正した点、また、基本方針については、抽象的な表現を改め、できるだけわかりやすい表現に変更してございます。

資料2の1ページに戻りまして、ページの下半分に県、県民、森林所有者、事業者の責務を載せて

ございます。これは、条例案では、第5条から第8条までに規定しておりますが、この内容に関しては従来の案と同様でございます。

次に、基本理念、基本方針をもとに定めました、森林づくりのための基本的な施策について、資料2の2ページの上限に、その内容を記載してございます。

まず、1つ目として「森林づくり指針の策定」を掲げてございます。これは、県民参加の上で「目指すべき森林の姿」「総合的・長期的目標」「施策の基本的事項等」を定めるものでございまして、これまで「政策ビジョン」という名称で検討してきたものでございます。

資料3をご覧ください。3段目に記載してございますが、その名称や内容を、より実際的なものにし、今後の森林づくりに関する施策の指針としたいという意味で「政策ビジョン」という名称を「森林づくり指針」という名称に改めました。

資料2の2ページに戻りまして、「基本的な施策」の続きでございます。「県民の主体的な参加の促進等」をはじめとして、主な施策を7項目掲げてございます。内容につきましては、従来案と同様でございます。特徴としましては、県民の主体的な参加を促す趣旨の規定を設けたこと、また、上流に位置する県として、下流域をはじめとする県外への協力の働きかけに関する規定を設けたこと、さらに、森林空間の多面的利用の促進の一つとして、多分野との連携による新たな「森林産業」の育成に関する規定を設けたことでございます。

こうした県の基本的な施策に関する内容は、条例案では、資料4の2ページの下第9条から4ページの第18条までに規定しております。

次に条例案の特徴につきまして、ご説明いたします。資料2の2ページの下半分に、森林の多面的機能を持続的に発揮させることを目的として、県民の皆さんが主体的に取り組んでいただくため、条例の大きな特徴となる点を3点掲げてございます。

第1点目は、先程も申し上げました「県民参加の森林づくり指針の策定」でございます。県は、指針の策定にあたり、森林所有者はもちろんですが、県民や事業者、団体等、さまざまな人たちの意見を広くお聞きし、反映させることとしております。

次に、第2点目の特徴であります「森林整備保全重点地域制度の創設」でございます。これは、重点的に森林を保全する地域を県が指定して森林整備・保全を推進するというものでございまして、地域森林委員会や森林整備保全計画、森林管理権移転等あっせん制度、0.1ヘクタール以上の開発行為の届出制度など、その主な内容に関しましては、従来検討してきた流れのとおりでございます。

ただ、細かい点で何点か変更した事項がございます。資料3の変更事項をご覧ください。

一番下の段に森林整備保全重点地域に関する条例案の変更事項を載せてございます。

まず、1点目として、重点地域の指定は、市町村長の申し出や要請によって知事が指定することとしておりましたが、こうしたことに加え、知事の判断により地域指定ができる規定を設けております。これは、地域指定を、市町村の範囲を超えた広域的な観点で行うことを想定したものでございます。

次に2点目としまして、「地域森林委員会」の委員を県が委嘱するという方向で検討しておりましたが、これを改めまして、「地域森林委員会」を、より地域に密着したものとするため、森林所有者や地域の住民らが自発的に組織することとしまして、県は、この組織化に向けて市町村と連携しながら支援するという内容にいたしました。何とか地域主体、県民主体というものを形にしていきたいと考えております。

3点目は、「開発行為の届出」に関しまして、国及び地方公共団体や公益性の高い事業、道路の新設・

改築などは、届出の適用除外にするように考えておりましたが、やはり、森林の保全を重点的に図っていくという地域指定の趣旨から、これらの行為についても特例や適用除外を設けることなく、届出をしていただくといった内容に改めました。

以上が、重点地域における規定の主な変更事項でございます。

なお、森林整備保全重点地域に関する内容は、資料4の条例案の4ページ、第19条から、6ページの第25条までに規定してございます。また、資料2の3ページに重点地域制度の概要を載せてありますので、参考までにご覧いただければと存じます。

次に、資料2の2ページに戻りまして、三点目の特徴であります「里山整備利用地域制度の創設」でございます。地域住民等が自発的に里山の整備や利用をしようとする地域を、市町村長の申し出により「里山整備利用地域」として認定し、積極的にその活動を支援しようというものでございます。

市町村長は、申し出に当たって、整備や利用をする者から意見を聴くこととしており、住民、森林所有者、林業団体、NPO、企業など、多様な方々による協議会が設置されている場合には、「里山整備利用推進協議会」として位置付けることとしております。

また、里山の整備と利用を促進するため、森林の持ち主と、そこを利用することを希望する人による「里山利用協定」の締結の促進や、それによる活動を、市町村及び協議会と連携を図りながら、支援をしてみたいと考えております。こうした点については、従来の流れと同様でございます。資料4の条例案では、6ページの第26条から7ページの第28条までに規定しております。

また、資料2の4ページに里山整備利用地域制度の概要をまとめてありますので、参考までにご覧いただければと存じます。

以上の三点が、この条例の大きな特徴でございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日としております。ただし、森林整備保全重点地域制度及び里山整備利用地域制度に係る規定は、周知機関が必要でございますので、平成16年7月1日施行としております。

また、罰則に関して、資料4の7ページ、第30条に規定いたしました。これは、森林整備保全重点地域における開発行為に関して、無届で開発行為を行った者、または虚偽の届出をした者について適用とするもので、30万円以下の罰金に処することとしております。額につきましては、森林法や本県の他の条例を参考といたしました。

以上、信州ふるさとの森林づくり条例(案)について、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

(熊崎座長)

ありがとうございました。今、説明していただいたんですが、こうやってまとまってきたんですけども、見せていただきますとね、これまで論議してきた内容と大筋ではそんなに変わってないんですけど、資料3にあるように、いくつかの点で変更になったところがあると。はじめに、この点について、どういう理由でこのようになったのかというようなことでご質問がありましたら、先にお願したいと思います。まず、はじめに、先ほどおっしゃいましたけれども、「長野県ふるさとの森林づくり条例」の「長野県」を「信州」に変えたいということ、これ今の段階ではどうなんですか。知事がそのようにお考えになっているということですか。それとも事務局で検討されて、これからもう「長野県」を「信州」に変えちゃうということですか。ちょっとその点簡単に説明いただけますか。

(鷹野林務部長)

「信州」という言葉に関しては、親しみのある言葉でございます。我々自身は、「長野県」ということでやってきたわけですが、当然「信州」という言葉は、この前文の中にも出てきているわけですし、そういう点からいくと、「信州」という形で提案することが良いのではないかと、私自身思っている次第です。ただ、長野県というのは行政単位でございますので、本文の方では「県」という形で出てきますので、それとの兼ね合いもあるという形で、前文の方も「信州」という表現と「長野県」という表現と両方使っております、その言葉そのものを「信州」に変えても、いっこうに構わない部分かなとは思っております。できれば「信州」という形でいきたいということでございます。

(熊崎座長)

この委員会を通過して出て行くときは「信州」という名前が出て行くということですね。

(鷹野林務部長)

もし、ご理解いただければということです。

(熊崎座長)

もし、ここで了解が得られればということですね。

(鷹野林務部長)

なお、法的な問題がもしあるとすれば、その部分について若干手を加えることもあろうかと。ただ、実効的な効力的な部分については変更がないという形で、ご理解いただければと存じます。

(島崎委員)

今の「長野県」「信州」に関して、知事さんが「長野県」より「信州」の方がいいということをおっしゃられはじめて少し時間が経つんですが、県会なり一般なりが、それでいいじゃないかという、そういうことは一般化して、波及してきているのか、ちょっと疑問があるんですが。

(鷹野林務部長)

この条例の中に「信州」という言葉が出てきているというのは、理念的なものとして、いわば長野県というものをひとつにまとめるというような意味で「信州」という言葉を使っているというように理解をしております。今回の名称についても、そのような形で、前文の趣旨にのっとってということでございます。また、これは都道府県の行政組織といったものまで名前を変えるという意味ではないということでございます。

(熊崎座長)

よろしいですか、これ今度出てくるときには、「信州ふるさとの森林づくり条例」という形で出てくるということよろしいですか。はい。

(奈良委員)

「長野県」というと、周辺の県にも協力とかを呼びかけるということになれば、「信州」の方が他の方々が馴染みやすい。「長野県」と言ってしまうと県単位で動くということですけども。「信州」というとソフトですし、他の多くの協力を得るためには、いいネーミングじゃないかなと思います。

(熊崎座長)

そうしますと、ここで一番の修正があったというのは、資料3の最後にあります森林整備保全重点地域の部分になるかと思うんですが、その点についてのご質問であるとかご意見はありませんか。

(香山委員)

まず一つは、市町村長の申し出ではなく知事の方で地域指定するという、今の説明で、広域ということ意識したという話だったのでいくらか理解できたんですが、いずれにしても地元との調整というのは不可欠だと思いますので、運用上の問題という気もするんですが、これを指定することによって地元でどういうメリットがあるのか、という議論もあったと思うんですが、こうしたことも含めて知事の方から一方的に指定するというのではなくて、基本的には地域の要望というものと調整した形で運用されるんであるかと思っていますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。それから、それと関わるのですが、地域森林委員ですけども、私は、この地域森林委員会が機能するかどうか、この条例の実際的な命運を分けると思っていたわけですが、従来、知事が委嘱するという形であった場合に、想定される顔ぶれというのが、長野県も林業に関わっている方の数がそう多くないものですから、だいたいどういう人が選ばれるのか想定されてしまってますね、しかもそれぞれの各地域例えば私の地域の事情などを見ると、どういう人たちが指名されているかというときに、ある意味では不安もある。それに対して、自発的に組織するということができれば、その組織のしかた自体も地域地域の事情にあわせた組織になるということなので、非常にある意味では前向きに、ただ現実問題として、自発的に組織するといっても、具体的に私の地域で言えば、だまって誰かが声を上げるといえば非常に難しい。そういう意味ではやはり、県の方で、そのへんの組織化の支援をしていただかないと、例えば森林委員会を作りたいという人が地域の中で複数出てくるといった地域も出てくるでしょうし、そのへんの調整ということをしながらか、結果として、その地域森林委員会のカラー自体が、全県統一ではなくて、地域の個性を持ったものになっていければいいと思うんですが、そのへん、現時点で、どういうふうにお考えなのかということをお願いしたいと思います。

(熊崎座長)

まず1点目は、市町村長の申し出以外の知事の判断による地域指定というのは、地元の調整等必要だということですが、なぜ、市町村長の申し出以外にこうしたことが追加されたのか、まず、その点についてお願いします。

(千野林政課長)

我々これを作るにあたりまして、県民の意見とか市町村長さんの意見とか、多くの方から意見をいただいております。その中で、重点地域につきまして、ただ市町村長からの申し出だけで指定するのではなくて、広域的な観点で必要な場所については、知事自ら指定してもいいんじゃないかと。それ

にはやはり、指定する段階において、市町村長と協議した上でやっていきましょう、というこんな考えのもとに、新たに付け加えてございます。

(熊崎座長)

これ、ある程度広域的な視点からの調整ということなんですね。

(高畑委員)

すいません、高畑と申します。今の、地域指定を県がされるというときに、広域以外のものの単独での指定というのもありうるということでしょうか。もし、そのような、いろいろな指定があるとなれば、なかなかこれは難しい面があるんだろうとは思っていますが、客観的な基準といいますが、そういったようなものが求められるということも、行政の透明性とかそういったことも出てくるのかなと、老婆心ながら思っているわけですけども、いわゆる広域的な場面でも、もし想定されているということであれば、そういった基準というようなものも必要になってくるのではないかな、と思いました。

(千野林政課長)

それにつきましては、広域的な部分もございまして、ある程度小さい範囲でも必要な部分については知事自ら指定しまして、市町村長に協議して進めてまいりたいと考えております。先ほどちょっと話にも出ましたが、この重点地域の指定につきましては、要綱なりを作って、基準をきちんと決めて進めていきたいと考えております。

(熊崎座長)

その部分は、今回の条例案の第19条に出ておりまして、ここにそこらへんのがだいぶ細かくは出ておりますね。

もう一つ、香山さんの出した2番目の問題で、これも非常に重要なことなんですが、地域森林委員会の委員を県が指名するということじゃなくて、地域の自主性によって作ってもらうということなんですけれども、地域が自主的に作るということは、これ非常にきれいなことなんですけれども、具体的には何を軸にしていくのか、これ非常に難しい問題としてあるわけなんです。で、組織化していくときの軸はどうなるのかという、おそらくそういうことだと思うんですが、何かお考えになっていることがありましたらお願いします。

(千野林政課長)

これにつきましても、最初は県が委員を選任して委員会を作っていくということでやっておりましたが、やはり、地元が主体的になって森林整備を進めていただくためには、地元の所有者、個人の方もNPOの人も、本当に自らやろうという気構えをもって委員会を作って進めていただくのが、あるべき姿だというふうに考えまして、こういう形にさせていただきました。また、もう一つは、委員会を作るにあたりまして、小さい単位ではなくて、指定したらその山すべてに関わる地域全体の人が委員になってもいいんじゃないかと。こんな幅広い考え方もあり、それによってより多くの人が参加して森林整備を進める、というようなことも考えられます。

(熊崎座長)

地域によって、いろいろな指定の形があると思うんですね。かなり弾力的な概念だと思うんですがどうですか。

(千野林政課長)

そのように考えております。

(熊崎座長)

他に意見ございますか。

(奈良委員)

今言われたような形で、資料3にある「地域を強調した内容に改めました」ということ、保全重点地域を知事が直接指定できるようにしましたということ、確かにいい考え方だと思うんですけど、ただ、トレードオフとして、その代わりに、いろいろな市町村にまたがる場合に、意見調整が必要になってくるのではないかと思います。地域という部分を強調したのであれば、そこで難しくなってくる、それをサポートするためのシステムが追加されていないということもあって、トラブルだとか、難航したときに誰が責任を持って解決していくのか、その部分が示されればありがたいと思います。

(千野林政課長)

地域森林委員会が主体的に進める中で、森林整備の推進について協議していただくというのが一番良い形だと思っております。そのサポートとしては、市町村と県が当然サポートしていくべきだと考えております。

(熊崎座長)

これおそらく、地域の森林をどうしていったらいいかという中で、住民の間で意見が分かれることもあると思うんですね。そのとき誰が調整するのか。市町村なり県が調整するんだということなんですね。

(奈良委員)

地域森林委員会、里山の場合ですと里山整備利用推進協議会、こうしたものが作られる前の段階で、広域を地域の中に入れようとする大変かなあということで、何か仕組みが必要かと。できてしまえば委員会の中で議論してもらえばできる、ということかとも思います。

(千野林政課長)

我々考えたことは、作る前段では、市町村と我々が主体的に動いて、できるまではやらなければいけないと考えております。仕組みをどのようにということまでは考えておりませんが、とにかく市町村と連携して進めることが最良の方法であると思っております。

(熊崎座長)

この問題、難しい問題ですけど、最後に開発行為の届出というのがあって、ある意味、国の規制よりももう一つ踏み込んだ厳しい内容になっているんですが、国や地方公共団体なども適用するというのを明確にしたわけですが、この点については何かございますか。ないようでしたら、大きな変更点に関する審議は、このあたりにしまして、今も少し出てきましたけれども、これを読ませていただいて、非常にいい条例ができたと思うんです。だけど、これ下手すると、せっかく条例できたけれども何も変わらない場合だってありうるわけです。本当にこの条例でいい森林ができていくかというのは、本当に運用のしかただろうと思うんですね。この地域森林委員会で、いい組織ができて、そこで、県、県民、森林所有者、事業者それぞれの責任っていうのがあって、そして、地域が表に立って森林の管理のあり方を考えるんだという、すごくいいアイデアだと思うんですね。その結果どうかというのは、まさに運用のしかたっていうか、森林委員会をどういうふうにまわしていくかということだと思います。これからの運用っていうのは相当大事だなと。これから3時まででいい1時間くらいあるわけなんですけど、これからのこの運用、どういう考えで運用していったらいいのか、そういうことについて皆さんの意見を順番にお聴きしたいと思います。そのときに先ほど申しました、8月からの変更点いろいろあって、それに対する意見もありましたら、一緒に述べていただきたいと思えます。よろしいですか。これから1時間あるんですが12人いますので、1人あたりにすると5分くらいになるんですよ。マキシマムで5分くらい。すいませんが順番に意見を述べてくださいますか。繰り返しますけれども、この条例がちゃんと機能していくかどうか、運用のしかたにかかっているものから、その点に関して意見を伺いたいと思えます。いつも内山さんから始めて申し訳ないけれど、よろしくお願いします。

(内山委員)

条例案自体は、なかなか立派なものができあがったと思っています。この後、地域森林委員会っていうものを作るとき、特に森林の多い地域の市町村は、今大変な財政難に陥っている状況でして、率直に言って市町村長からの気持ちからすると、新規事業ができない、といった気持ちではないかと思えます。ここで、行政とNPOとの関係で、日本もNPO法ができたんですが、明らかに公益性のある組織、地域森林委員会をNPOとは言いませんが、そういう活動をしていく組織に対して、助成措置というものを考えていかないと、持続的に活動をする団体としては機能しない恐れがあるんじゃないかなという気がしています。というのは、NPOにとって運営資金をどこから持ってくるかというのは、大きな問題でして、事業を何かやる場合には、うまくやれば助成があるんですが、組織として維持していくための助成はどこにもないと。森林に限らず、これからの市町村の一つの方向として、住民がそれぞれ委員会を作って行政の仕事を受け持っていくという方向に、これから行くと思うんですが、そうしなければ市町村がもたないということだと思います。そのとき、行政がどういう形で関わっていくのか、これからの住民参加組織の共通の課題だと思います。県の担当者の方にも、そのところをしっかりと考えておいてもらわないと、住民組織というのは、そういう面を持っているということ、考えておいていただきたいと思えます。

(熊崎座長)

これ、まったく同感ですね。ここのとこどうやって進めていくのか、いろんな森林計画作るときに

も、自分たちだけで作ることはできないので、ある程度、県だけではなくて国やなんかも考えることになるんですかね。助成制度というか。

(内山委員)

仲良しグループのNPOならいいと思うんですが、ぼくのところのNPOですと常勤職員を5人置いていますし、それだけで大変です。その線引きも行政としてはとても難しいと思いますが、ある種の公益的な役割を果たしている、そういうもので、持続性、ある程度の長期性がある、そういうところに対して、どういう助成制度があるのか、市町村も県もまだまだ模索段階だと思うんですが、模索しなければ多分始まらないと思います。

(熊崎座長)

やはり、この委員会がちゃんと活動できるかどうかというのも、財政的な裏づけがないことには、動けないということにもなっちゃうということですね。わかりました。では、小木曾さん、市町村長の立場としてお願いします。

(小木曾委員)

今日4回目に出席させていただきまして、今日この資料見させていただきまして、すばらしく県の林務のみなさんが、作っていただいたなと思っております。そんな中で、私は第1回目から資金援助というか、森林整備のための資金援助をお願いしたいと申しました。と申しますのは、森林が手入れ不足で荒廃が進んで、公益的機能が衰えてきているように思うわけでございます。私の村でもそうなんですけど、そんな中で、山の水源かん養機能だとか二酸化炭素吸収だとか、みんな県民誰もが享受している森林の公益的機能があってそれを維持していくためには、県民総参加の森林整備、森林環境の保全に取り組んでいくためには、どうしても、こういう条例の中では難しいかもしれませんが、これからでも結構なんですけど、水源税だとか高知県でやっとなる森林税とか、税を上乗せする県民税、500円上乗せするようなそういう仕組みづくりも大事じゃないかなと。そんな中で県民が一体となって取り組んでいくということも、これから私も地域地域、自治体の単位でも、みんなで議論、研究することが大事だなと思います。その中で今日は、こういう条例を作っていただいて、これから長野県の林業の、森林整備のスタートができた、私はうれしく思っているわけでございます。自分の山村だけで、自分の村だけで考えるのではなく、山村と都市だとか川上と川下だとか、そして流域全部というようなふうに今私も矢作川の最上流に位置していますので、下流に呼びかけてこうした提言を行っている中で、矢作川流域26市町村のうち、豊田市がもう4年も前から水道料に1・あたり1円を上乗せして動いてくれておる。そんな中で、基金が約5、6千万集まるそうなんですけど、上流に森林整備をするために資金援助をいただいておりますけど、残念なことに私は愛知県ではなく長野県でございますので、豊田の市長さんは、長野県根羽村は上流だけど、ちょっと抵抗があるので、愛知県の上流にしかやれないと、というようなことをおっしゃっているわけですが、これからは、先ほどから地域森林委員会という組織が長野県から発信されて、隣の愛知県、岐阜県、そういうところに波及していくように我々も県境に住む者として努力してまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、どうしても、税という抵抗があるかもしれませんが、森林税、環境税、これを県民変わりなく負担することを重視して、県民が一体となったの取組みということを、どうか新たな税を設

けることが必要だと思しますので、資金が一番の源ですので、この点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(熊崎座長)

これ、そういうことになるともう一つ条例作らないといかんね。
はい、次お願ひします。

(小田原委員)

小田原でございます。私もこの条例は、大変質の高い条例になったんじゃないかなろうかと思ひております。このような条例ができた結果、今後長野県の森林からどのような恩恵が受けられるのか、経済の活性化ができるのか、このようなことを考えていかなければいけないんじゃないかと思ひておりますが、当然森林を大切にしていけば、生態系の問題とか、環境問題あらゆる問題、また、今、長野県には大きなダムがいくつもあります、電力会社などに聞きますと、ダムの水深は何と、歩いて渡れるような水深1mであるというふうなことを聞きます。なぜ、そういうことになったのかというのは、森林の整備がされていないので、一雨ごとに土砂が流れるんだと。大変大きな問題を含んでいるということなんです、この条例によって、木材の安定供給とか、または生態系の改善、林業従事者の労働条件の改善、そうした林業の活性化もできる条例ではなからうかと思ひております。実は私、去年からこの条例と並行して、県の事業で「森世紀プロジェクト」というものの中で、森林資源を有効に活用するために、森世紀工房という木工職人のグループを結成しまして、去年は48社の参加がありまして、長野県を代表するカラマツを取り上げまして、カラマツとはどのような木かということをしていろいろ研究しまして、私自身がデザインを提供して技術指導をし、去年の8月には、その職人集団で作った作品の展示会をやったところ、大変多くの方に評価を受けたということで、この長野県のカラマツの質の高さを感じたところであります。カラマツの山をゴミの山という人もいますが、私自身は宝の山だと思ひております。そんなことで、その展示会には、多くの材木屋さんが見に来ていただいたんですが、カラマツって改めてこんなにいいものなのかといった評価をいただきました。この森林条例が機能するようになれば、さらに県産材というものは質が高くなって、経済的にも環境的にも、あらゆる面で一石十鳥的な効果が表れるんじゃないかなろうかと思ひております。

(熊崎座長)

ありがとうございます。

(香山委員)

今回この条例づくりに参加させていただきまして、本当にいろいろ勉強になりました。そういう意味では、本当にこの大変な問題をですね、文章としてまとめていくということをしていただいた県の方々に敬意を表したいと思ひます。その上でですね、この条例が実際に生きたものになるために、私としてどうしても提案をしておこうと、実は前回から会議が長引いたおかげで、大変だなあという思いがいよいよ深まっている中ではあるんですが、一つは県の方にぜひこれはということで、条例の中で県の責務ということで基本理念に則した施策の策定・実施ということがありますが、県というのは長野県最大の森林整備の事業者であるということですね。治山事業というのは県の事業として、金はもちろん

国からも来ているわけですが、この条例ができたあかつきには、やはり長野県の治山事業というのは、この条例の趣旨にそったものとして根本的に見直していかなければいけないのではないか、と思っています。それは私自身、治山事業の現場に去年から、厳密に言うと数年前から、去年からは直接の請負という形で入っておりますけれども、なかなか難しい問題を抱えていると。これやはり、県は政策を作る立場だけではなくて、一つの事業者であるという立場をとったとして、その治山事業というもののあり方を見直して、こういう条例を作った長野県の治山事業が全国をリードしていくというようなものにしていかなければと。これは、私が県民という立場から見たときに、税金を使って行う事業ですから、ぜひお願いしたいと思います。それから、先ほど私言いましたけれども、地域森林委員会なり里山の委員会なりが県からの委嘱という形ではなくて、地域からのボトムアップであるということが条例に明記されたということで、大変に良いことだと思います。ただ、その結果の難しさですね、その難しさに私たちは直面していくわけですが、これは県の担当の方ももちろんですけども県民である我々が各地域地域で正面から向かって行かなければならない。具体的にわかりやすく言いますと、地域指定を受ければ補助金がいっぱい来るだろうということで、ある意味では利益誘導を求めたことを、良くも悪くもしなければいけない。つまり、自分のところに地域指定してくれという意識を持った人たちが、地域で運動をして、ぜひ指定を取り付ける。町村長が言うこと聴かないんだったら、今度の仕組みで知事の指定というのがあるんだから、知事に直談判してでも指定してもらおう、そういうような運動を、ただこれプラスマイナスあると思うんですよ。ある意味では補助金いっぱいついてくるとい利益誘導運動にもなるんですね。でもそれはある意味で、地域の森林を守ろうという大きなインセンティブにもなってくるわけですから、非常にダイナミックな森林に対する関わりというものを、この条例をテコとしてやっていける可能性がある。非常にネガティブな危険を伴いつつ、そういうものを私自身期待したいと思うし、そういう意味で指名をされた場合の、ぜひ北安曇で委員やってくださいと指名されてしまった場合と違って、こっちの方から声をかける場合の方がある意味やりやすい。ただ、先ほどお金の問題が出ましたけれども、委員を委嘱されてなった場合は、ここでもそうなんですけど日当が出ますけれども、自分の方から地域森林委員会作りますよというときは、日当どこではないので、そのへんがどのように運用されていくのかわかりませんが、もう一つですね、これで終わりですが、終わった後、私としてはこの条例をサポートする活動を何とかしたいと思っています。

(熊崎座長)

これ、条例の中には文面見ますと治山事業も入っているわけですね。それもある程度、地域森林委員会の中で、先ほどちょっと知事が言ってたんですけど、どこでどういう事業やるかということが出てくるだろうということですね。はい、わかりました。次、島崎さん。

(島崎委員)

振り返ってみますと、去年の1月22日に第1回の会合があって、以来丸一年かけてきたわけですが、その間、第1回、2回は出席できたんですが、3回目は欠席したのと、あと7月ですか、持ち回りのときには、1対1なもんですから、かなりそれなりの議論なりをさせてもらって、まあ言いつぱなしで記憶がないんですが、条例を出さざるを得ない背景を何回も話してきたわけですが、それ以来約半年かかっているもんですから、自分でも改めてこの条例の必要性やら制定の意義を考えながら今日

出席させていただきました。持論としては、二十数年来、森林の戦後の人工林の手入れ問題に関心を抱いて、訴えてきたつもりなのですが、そういう中で長野県の場合には田中知事が来られて、森林整備の問題もかなり持ち上がってきたわけで、そういう背景で今回の条例という話が出てきたんだと思います。1年間通して、林務部関係の担当の方を中心にいろいろなご意見がこういう形でまとまってきたおんですが、実際はこの3回分の議事録を読むだけでも頭が痛くなっちゃうような感じですけども、実際にこれができて施行されても、実効が出るか出ないかというのが非常に心配です。これも、県の方ともお話ししたんですが、一つの基本条例ですから、これを作った以上は、この条例を実体化していくための行動がないと、出ただけで終わってしまわないようにしていただきたいと思っています。それで、少し各論的に、いわゆるトップダウンの部分もありますが、実際には、この期に及んでの森林の維持管理ということは、林野庁なり林務部というその道の官庁があるわけですから、こういうところでトップダウンが必要なところは、大いに使っていただきたいわけですけども、こちらへんは7条、8条、9条、10条あたりでトップダウン的な要素もあり、それに協調すべきところは協調してということだと思います。ただ、地域、住民、県民と言われても不特定多数なものですから、そのへんは十分、意見を聴くとかいったことは当然ですが、ある場面ではリーダーシップをとってもらわないと、これ成果が上がらないと思いますのでよろしくお願いします。それから、これこういう言葉でいれいかどうかですが、この森林づくりということですね、最近森林に関するいろいろのイベントがあるわけですけども、なぜこういう条例を作るかといったら非常に全体としての手入れ不足があって、大変な事態が一方にあることだと思いますんで、中で具体的に言えば12条とか17条とか18条というようなものは、遊びごと、これ悪い意味ではなくて、評価もしているんですけども、仕事で森林に関わる、第4章やなんかこれよく見ると全体としては遊びごとという範疇に入ってくるものではないかと思えます。そうはいても今の日本の森林は、どうしてもいわゆるプロの仕事として処理をしてもきれいなものを抱えているわけですから、その点では、14条、15条、16条とか、ここは仕事のことだと思いますし、第3章はまさに、そういう仕事のことだと思いますんで、そのへんの森林整備に関しても、遊びごとと本当の仕事とは常にはっきり分けないと、これがごっちゃになっちゃうといけいけいではないかというふうに思えます。それから、もう一つ、書いていただいているんですが、林業従事者の育成、確保、これは非常に大きい数字になるんですが、県が3年ほど前に、10年後には4,200人くらいにするという県の方針を出した、それに追いつくには、これくらい大変なことなんだというお話をしたと思えますけど、私が考えた数字じゃなくて、これ大変なことだと思いますんで、いろいろ言いたいことはありますけれども、とにかくこれ実施するには本気で取り掛かっていただかないと、条例はできたけど実効はなかったな、ということにならないように心配しているということで、終わりにしたいと思います。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございました。

(高畑委員)

私は、最終回ということで、最後の場面だけ出させていただいているわけですけども、本当にこの間林務部の皆様方、部長さんはじめこのように幅広く地域指定から里山まで含めた条例をお作りになったということで、敬意を表したいと思っております。所属は私、国有林なものですから、国有林

の立場から1点だけ申し上げたいと思いますが、重点地域ということで、国有林、市町村有林は除外されているわけですが、基本的には、長野県の方で重点地域に指定される、その同じような流域に国有林があればですね、国有林としても連携をしながら具体的にその地域の森林を整備していきたいと考えております。それから、国有林の立場を離れまして、一個人ということでお聴きいただければと思いますけれども、先ほどちょっと地域指定の知事の指定のところでお話したんですけれども、基準等要綱で定めるということですが、もし可能なら、難しいかとも思うんですが、規則等で定めていただくというようなことで、条例の中で、規則といったところで明確にされればいいのかなと、いうことでございます。要綱ではいけないということではございませんけれども、それともう1点、一人の森林所有者の立場に立ってみますと、開発行為の届出というところがあるんですけれども、罰則が設けられているというものでございますけれども、一つ木を伐採するという行為に関しまして、いろいろな書類をたくさん出さなくてはならない、ということは森林所有者、あるいは森林整備を進めていく上で、大変なのではないかなと思っております、例えば保安林ですとか自然公園ですとか、いろんな条例との関係もあろうかと思うんですけれども、一つの行為に対しては一つの、多少添付する書類が増えてもですね、1回出せば内部で回していただけたら、そんなようなことをしていただければ、森林所有者が3つのうち1つが漏れたために罰則を受けるということがなくなっていくのではないかなと思います。以上でございます。

(高見委員)

私は、ナチュラルステップという環境保護団体をやっておりますが、企業を対象に環境教育などをしておりまして、そういう中でやはりこの条例を見てですね、県民という中に、やはりこれからもっと企業も入ってくると、もう少しいいんじゃないかなということを考えております。事例でですね、今サントリーさんと取り組んでおりますが、サントリーさんは熊本で飲料水の工場を作られたんですが、そういう企業が水を売るわけですけど、その水源、山が整備されてないと、自分たちの原料である水が確保できないということで、今度、水源地の100ヘクタールを林野庁と一緒にサントリーさんが整備されると、250年かけて整備するとおっしゃっているんです。これから日本の森林がこれだけ危機に面しているときに、日本中の全てのアクターが対応していかなければいけないというときに来ているんじゃないかなと私は思います。直接水を原料としている企業とか、先ほど話があった電力会社とか、自分たちの資源を守っていくためには、県民だけでなく企業もこれからはやっていかなくてはならないのではと感じました。それでこの条例に関しましては、やはり日本のあるべき姿、成功した森林の姿を描いた中で、この条例のステップはどこにあるのかということも考えていかなくてはならないと思うんです。これは、今この条例は保全、整備という、ひどい状況をなんとかストップさせようとする条例というふうに思ってます、これだけで成功するとは思わないんです。これは長いステップのひとつであって、その次に何が必要なのかということもぜひ考えていただきたいというふうに思います。それは、絶対に経済的なインセンティブ、ベネフィットがないと多分人は動かないと。ですから、この23条であっせんされるというときも、管理が困難だという申し出がもしなかったらどうなのか、どうして申し出するのか、メリットがなかったら申し出ないということもありますから、そういうことも考えていただきたいということと、後でスウェーデンの林業の様子を見ていただこうと思いますが、それは日本が成功するためには、外国の競合している状況を把握しておかないと、あのスウェーデンと太刀打ちしていくためには、全然違うマーケティングをやっていかな

いと、絶対にコストでは勝てません。そういうふうなこともこれからぜひ考えていただきたいと思ひまして、ビデオを見ていただくのと、後ナチュラルステップの方で、熊崎先生にも入っていただきまして、ビジョンを私たちが、どういう日本の成功した姿かなというのを、たたき台として作成しましたので、ご覧いただければと思っております。ぜひ、これから日本の先進事例としてがんばっていただきたいと思ひます。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございました。次、辻さんお願いします。

(辻委員)

本当に県の担当の方、ご苦労様でした。わかりやすい案だと思います。自分も山村に住んでおりますが、こういうものを活用していくことをしていきたいなと思ひます。それから、評価できるなと思ひるのは、私、自然体験活動をやっておりますけれども、県の施策の方にですね、先ほど島崎委員がおっしゃった遊びごとという、県民の主体的な参加とか、森林の多面的な利用の促進だとか、県外へ理解を求めるとか、そういったことが入ったということは画期的なことであると思ひます。やはり普段後回しにされていたであろうことが、きちんと明示されたということは、幅広く参加を得ようということだと思ひます。その上で、三つほど申し上げますと、今後幅広く広報、普及されるいろいろな手段を講じるべきであろうと思ひます。せっかくいい条例ができて、伝わるところがごく一部であるといけないので、みんなに知ってもらうための広報が必要だと思ひます。それと、これ皆さんもおっしゃっているんですが、これ大きな挑戦だと思ひます。地域森林委員会とか里山協議会もそうなんですが、泰阜村という合併の最先端のものがくところにいるんですが、ぼくはNPOとして住民として、一緒に何とかしようと思ひているんですけど、予算がどんどん削減される中で、地域の1,000人の村民がですね、いかに力を合わせて効率的な地域運営をしていくのかと、成熟社会が本当に試されているんだと、壮大な兆戦であると思ひています。この地域森林委員会とかですね、里山協議会が、本当に森林のためのみならず、これからの地域社会とか社会のあるべき姿を占うような取組みになっていかないかというふうに思ひます。それぞれの知恵を持ち寄って、よりよい社会を実現していくことができる、非常に言葉でいうと簡単ですが、難しいことにこの条例で挑戦するというふうなことを県民みんなに試されているんじゃないかなと思ひます。そういう意味で、本当にパイオニア的な動きがこれによってそれぞれが向き合うという、一種怖い状況が、一種非常に意欲的な状況が生み出されるんじゃないかなと思ひています。それと、森林の委員会へ行政の方も大きなサポートをしていこうという話も出ましたが、動かしていくほうが多様な視点を持って地域でがんばろうというのが森林委員会で、そういったものをサポートする行政の担当部署が、また林務部ということで、林務部でいいと思ひますが、いろいろな部署横断でプロジェクトで対応していると思ひますけれども、森林を軸としたような視点が反映されるような行政内の機能効率を図っていただければ、より現場も変わってきますので、そういう柔軟性が求められているのではないかなと思ひます。以上です。

(熊崎座長)

これはなかなか厳しい、片一方が変わっても行政がちっとも変わらなかったら何も変わらない、ということですね。するとやはり林務部の方も変わってもらわなければいかんという、そういうことで

すね。次、奈良さんお願いします。

(奈良委員)

私は環境保全システムの専門なんですが、条例案については先ほど言いましたように問題はないと思います。システム的に見るとですね、今二つ問題があると思うんですが、一つは運用の段階だと思うんですけども、市町村あるいはこの委員会だとかが中心になってやっていくんですが、その現場のシステムがうまく動いていたとしても、そのシステムを束ねる県のシステムがきちんと動かないと、全体としての期待する条例の機能が果たせないと思うんです。よく見てみると、県としてのシステムのスパイラルアップというんですか、そのところがちょっと弱いような気がするんです。例えば、何か問題があったときにどういうふうに対応していくかといった、25条には保全しないような場合には勧告しますよっていうのがあるんですが、それ以外には委員会だとか推進協議会の中でトラブルがあったときにどのように対応していくか、それを受けて今度県としてのシステムをどのように改善していくかというところのスキームが見えてこないというところがあるので、今後ぜひ運用の中でですね、システム的に完備されてだんだん内容が良くなっていくような形で運用されていくことが望ましいと思います。もう一つは、皆さんも何度も言われているんですが、やはりお金がどこからか出てこないといけないので、先ほど環境税という話もありましたけど、例えば二酸化炭素の排出権取引だとかですね、ありますので、そのあたりをうまく使って、財政的な資金面での援助も新しく画期的な方法を、運用の中で徐々に考えていくと、やり方としてはいいのかなという気がします。以上です。

(熊崎座長)

では次、お願いします。

(安井委員)

安井でございます。私は、京都からまいりました。いわばこの川上に対して川下の方から上がってまいりました。今回のこの条例が大変うまく川上の方で整理していただいて、本当にありがたいと思っております。ただ、川下の方の状況が、里山整備とか、今島崎委員がおっしゃったような遊びというものが、本当に文化的な遊びになるのか、本当のそこらの遊びになるのか、これはですね、いわゆる温故知新と申しまして、300年前からですね里山の木を使ったいろいろな使い方が京都では文化として残っているわけですし、そういうことがやはり森林王国でありますこちらに来れば、全部わかるなあとというような、東京の人が山に来て、京都の文化も勉強してうまくやっていると、私は里山の材料もどんどんとまた開発していけると思うんですね。それには、先ほど島崎委員がおっしゃったように、遊びっていうんじゃなくて、いわゆるその指導者が必要なんですね。その木をどのようにして使っていくかという、それは一度川下の方で、京都関西の建物を見て、曲がり木なりをどのようにうまく使っていくかということ、こちらの方でものをお作りになりながら東京の人にそれを勉強していただく。そして東京のニーズに応えるようにお出しになったらいいんじゃないかと、私はそんなふう考えております。川下が川上に行くとですね、いい材料がたくさんあるという魅力が、川下も良くなり、川上も良くなると思っておりますので、里山の整備をやはり少し時間はかかりますが、もう今は関西も関東もすぐに行ける21世紀、時間の問題ですから、新しい21世紀の里山の使い方をまとめあげられるようなことに力を入れられたらどうかと思っております。住ま

いのことでございますから、木だけではなくて、それに付随した衣食住の一つの流し方をですね、川下からの声として川上で受け止めていただきましたら、この条例が生きてどんどんと進んでいくと思えます。それからもう一つ、京都の例を申し上げますが、先だって京都は確か1,800の神社仏閣がございまして、これが今まで全部一概の材料で入札でやっておったんですね。それが大変間違っておったということがわかりまして、改めて条例を作りまして、整備された大径木に関しましては、お世話した分だけは何年か先にまたそれは、神社が買い上げるというふうなオーナーの見極めをつけたもんですから、かなり希望者がたくさん出てまいりました。やはり、直接ニーズに応えるオーナーの方を研究されて、そこの大径木を高く買っていただくということにすれば、外材にも対抗できると思えますので、積み重ねを考えていただいたらどうでしょうか。それから広葉材も京都ではどんどんと各神社が植え替えております。これも大径木、長い間のことを考えながら育てるという気持ちで里山も、これは残しておこうとか、ちょうど今日聞きましたら、こちらの方は、たくさんヤマグリの大径木があるということで、これは大変なことだと思いますので、また金やら何やら鳴らしまして、こちらの大事なクリをですね高く分けていただくというふうなことで教えていただいたら、うまく川下と川上がいけるんじゃないかと思っておりますし、そういう模範をできるだけ早くやっていきたいと思っております。本当にご立派な条例ありがとうございました。ありがとうございます。

(熊崎座長)

すいません、最後お願いします。

(由井委員)

由井でございます。私は、自分の会社で素材生産、製材、丸太の販売など林業に関するあらゆること、また住宅の建設などもやらせていただいているわけですが、昨年条例のこの会が始まった当時は、長野県内で過剰間伐が行われておりまして、間伐材が過剰に市場に供給されるということで、多分山を良くしようと思って間伐をしているはずだと、しかし、その結果として、過剰な商品が供給されることによって材価が下がって、山の価値、すなわち立木価値が下がってしまうということ、それは一体何のための間伐なんだろうということを書いた覚えがあるんですが、それが1年を経過しまして、昨年の4月以降長野県で森林整備の関心の発注が出されまして、その仕事に我々一般業者が参入することができるようになって、大変手間のかかる仕事に大勢の業者が手を取られて、そちらに一生懸命仕事をしている関係で、その後出材が急激に減ってまいりまして、何と今現在は昨年と大違いで、カラマツの商品が非常に足らなくなっていると。我々としては、県外からのお客様からいろいろな要望を出されるわけですけど、なかなか供給ができていく状態までなっているということで、大変な変化がおきているわけでございますけれども、あまり過剰に供給されるのも困りますし、逆に足りないというのも困りますし、とにかく行政の動き方によってこれだけ変化してしまうわけです。したがって林業経営というものは、地域の意見を生かした中で、自然発生的に事業が行われていくのが一番いいのかなと。とにかく右向け右、左向け左で行われた事業が、山を破壊してしまっているような気がします。行政の大きな力というものは、陰で支えるということで、とにかく山に対する考え方も人それぞれ変わってきていますので、山に対する民間の考え方を行政が陰で支えるというような、黒子にまわっていただいて、というようないきかたが、今後の山の作り方で一番いいのかなと思っております。そんな中で、今回の地域森林委員会の創設でありますとか、里山利用協定でありますとか、

地域住民の意見を吸い上げて山づくりをするというような条例ができあがったことに対して、感謝を申し上げるわけでございます。香山さんにしても、ここにおられるほとんどの方々は、おそらく地域のリーダー的な役割をこれからも背負っていく、そういう人のいるところは問題ないんですが、ややもすればそういう人たちのいないところがむしろ問題なんじゃないかなという気がするんですが、こういう条例を作りましても、県が心配するほどどんどん先に進むところもあれば、一向に進まないところもあればということで、相当地域差とか出てくると思いますので、そこらへん県の方でよく指導していただくということも必要だと思います。それから、森林整備保全重点地域の面ですが、私どもの山林は国定公園の指定も受けておりますし、保安林の指定も受けておりますし、今までいろんな規制を受けておまして、またさらにこの地域指定でしぼられるのかなということになると、マイナス作用が生じるわけですが、ぜひそういうふうにならないようにしていただきたいと思います。それから、開発行為の届出におきまして、これからの林業において一番重要なことは、高規格の林道ではなくて、素材生産業者が簡単に作れるような作業道の整備というものが材を高く供給できるという結果がありますので、安い作業道の整備につきましては、ぜひあまり規制を設けないでいただければと思います。作業道であっても山に傷をつけることになりまして、安く材を出したいという一心ですので、そういう点でよく見ていただくことは重要なことだと思いますが、そうは言いながらも材価を上げるのは林道、作業道だと思いますので、ぜひよろしくご検討をお願いしたいと思っております。いずれにしても、東京には新丸ビルとか六本木ヒルズだとか、世界に誇れるところがありますけれども、長野県にはやはり立派なカラマツの森であったり、立派なヒノキの森であったりというようなことで、誇れるような森林ができていくことが望ましいわけですが、それはたくさんお金をつぎ込めばできるということではなくて、やはり自発的な住民のボランティア行為の積み重ねで、プラス県の応援ということだと思いますので、自発的な地域主導型の山作りがどんどん進んでいくような、そういう行政をお願いしたいなというように思います。

(熊崎座長)

ありがとうございました。

随分急がしてしましまして、ぼくのしゃべる時間たいたい3分くらいしか残ってないんですが。

最後に、この条例案見させていただきまして、一番重要なところっていうのは、この森林整備保全重点地域の制度で地域森林委員会ができたということではないかと。つまり、これから誰が森林管理をしていくのかという問題、今までだったら、山持ちさんにみんな管理してもらえたんですよ。ところが、それがなかなかできないということがいっぱい出てきちゃったということで、だから、この山持ちさんに代わって誰が管理していくかというのが大きな問題になっている。それが、例えば森林委員会というようなものができて、ある程度地域主導で山を整備していけるような、そんな風穴があいたと。例えば今の森林法の中でも、保全目的で森林所有者に対する市町村長の勧告ができるようになっているんですよ。しかし、どのような基準で勧告していくかということが明確でなかった。これが地域森林委員会のようなところで、いわば地域の総意として、ここの森林は放置しておくのではなくて管理していかなくちゃいけないというような判断をしていく。これ市町村長さんも非常にやりやすくなってくると思うんですよ。そういう意味でぼくは、突破口が空いたんじゃないかと思うんです。それから、今ぼくも岐阜で所有者が管理できなくなった山をどうするかというようなことをやっているんですが、その中で満たされなければならぬ条件というのが二つあるんです。一つは、山持ちさ

んにしてみたら、やはり森林所有権というのがあって、今山の境界がわかんなくなっているんだけど、少なくとも今のうちに境界をはっきりさせて、ここが自分ところの山だということが子々孫々に伝えられていく格好にならなくちゃいけないのではないかと。それから、もう一つの条件というのは、計画的に間伐をやっていく地域として見ていった場合に、森林所有者ではなく地域にその負担を求めるということができないわけです。だから、やはり経済的にまわるような、コストをできるだけ安くして、そこから出てきた産物はできるだけ高く売る、補助金も上手に使う、そういうような仕組みがないとですね、一応地域森林委員会の決定に従って地域でできることはできると思うが、けど今のような格好で、所有界ちゃんとできているのか、森林所有者の負担というのがほとんどない形でできるのか、そういったことがクリアできていないと、せっかくこれができて動いていかないような感じもするんですね。ここが課題として浮き上がってくるのではないかと。

それで、だいたいこれでちょうど3時。ぼくのコメントはこれで終わるんですけど、ここでどうしても言っておきたい、言い忘れたということ何かありましたらお願いします。ないですか。ここで切ってぼく恨まれるといけないから。よろしいですか。そういたしましたら、非常に強制的に発言をお願いして申し訳なかったと思うんですけど、一応ここで、検討委員会を終わりにしたいと思いません。

(司会)

どうもありがとうございました。ここで林務部長の鷹野からお礼の言葉を申し上げます。

(鷹野林務部長)

大変ありがとうございました。第1回の委員会から今日まで約1年にわたりまして、条例の検討にご協力をいただきまして本当にありがとうございました。条例の文案策定にあたってですね、いろいろいただいたご意見を反映させて本日の条例案ということでまとめ上げさせていただいたわけですが、私ども一番大事なことは、何と言ってもこれ2月議会に上程させていただきまして、議会の方でご検討いただくということがまず第一だろうというふうに思っております。併せて私どもは、こういうような形でまとまりましたので、次の段階ということで、いかにこれを運用し、皆様からご提言いただいたような形を運用していくのか、あるいは長野県の森林づくりを進めていくのか、ということにあるというように思っております。まさに、この条例が制定されれば、長野県の新しい森林づくり、100年、200年の信州の森林づくりが始まるというような、本当にそういう意味での第一歩を記すその基盤となる条例というような、大事なものであるというふうに思っております。この検討の際にお一人お一人から制定した後のことについて、大変幅の広い多様な意見をいただきまして、貴重なご提言をいただいたわけでごしまして、この条例を実際に動かす、条例を実効性のあるものにしていく中で生かしてまいりたいと、このように思っているところでございます。この条例、2月議会に提案させていただくわけですが、制定された後の、今度はいろいろな調整等もございします。あるいは、運用面というようなこともあるわけでごしまして、そのような際には、またいろいろなことを委員の皆様方にご相談させていただくというような機会があるというふうに思いますし、また、いろんな面でご指導をいただくということもあろうかと思えます。どうか、その場合にもご指導、ご協力をよろしくお願ひしたい、とこのように思うわけでごしまして。本当に1年間にわたり、貴重なご意見、ご提言をいただきまして大変ありがとうございました。整いせんけれども御礼のご

あいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第4回長野県森林保全条例検討委員会を閉会させていただきます。
どうもありがとうございました。